議案第１１８号

霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和８年１１月２４日提出
霧島市長　中　重　　真　一

霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成22年霧島市条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第３項中「令和５年４月１日から令和９年３月31日」を「令和９年４月１日から令和13年３月31日」に改め、同項の表中

「

3,870円	6,450円	6,450円	10,320円	12,900円	16,770円
7,740円	12,900円	12,900円	20,640円	25,800円	33,540円
9,680円	16,130円	16,130円	25,800円	32,250円	41,930円
				１時間につき	1,110円

」を

「

5,400円	9,000円	9,000円	14,400円	18,000円	23,400円
10,800円	18,000円	18,000円	28,800円	36,000円	46,800円
13,500円	22,500円	22,500円	36,000円	45,000円	58,500円
				１時間につき	1,550円

」に

改める。

別表中

「

250円
260円
140円
380円

」を

「

370円
390円
140円
480円

」に、

「

4,620円	7,700円	7,700円	12,320円	15,400円	20,020円
9,240円	15,400円	15,400円	24,640円	30,800円	40,040円
11,550円	19,250円	19,250円	30,800円	38,500円	50,050円
1時間につき　1,330円					

」を

「

6,450円	10,750円	10,750円	17,200円	21,500円	27,950円
12,900円	21,500円	21,500円	34,400円	43,000円	55,900円
16,130円	26,880円	26,880円	43,000円	53,750円	69,880円
1時間につき　1,860円					

」に

改め、同表備考第７号中「次に掲げる」を「次のいずれかに該当する」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

（提案理由）

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行うことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。